



「再活」×2

不動産を「再活」し、日本を「再活」する。



2022年9月27日

各位

会社名 株式会社アルデプロ  
 代表者名 代表取締役社長 椎塚裕一  
 (コード番号 8925 東証スタンダード)  
 問合せ先 取締役常務執行役員 荻坂昌次郎  
 企画本部長  
 (TEL 03-5367-2001)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年10月27日開催予定の第35回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対しても提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする</u>ことができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p><u>第 2 条 変更後定款第 16 条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>2 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日      2022 年 10 月 27 日（予定）  
定款変更の効力発生日                      2022 年 10 月 27 日（予定）

以上